

令和 8 年度向け重度障害者対応共同生活住居整備事業選定全体スケジュール（予定）

時 期	事 項	説 明
募集開始～ 8 月 1 日	質問受付期間	募集要項や事業選定に関する疑義等について、本市への質問を受付けます。
8 月 6 日 まで	質問回答	質問への回答を仙台市ホームページに掲載します。
9 月 12 日	応募書類の提出締切	所定の様式等により、期限までに書類を提出してください。
9 月 12 日 まで	整備する地域の方々への 事前説明	応募事業者から整備について地域の方々（町内会等）へ事前に説明してください。 ※選定前であるため、選定された場合に整備を行う点をあわせて説明願います。
10 月中	事業選定委員会	提出された事業計画書等に基づき、事業を選定します。
10 月中	選定結果の通知	選定の対象となった事業の応募事業者すべてに文書で通知します。
11 月中	社会福祉法人設立認可及び施設 整備補助に関する審査委員会	施設整備補助にあたり、左記審査委員会の審査を経ます。
12 月まで	整備する地域の方々への 事業選定の報告	選定された事業の応募事業者から整備について地域の方々（町内会等）へ報告していただきます。
令和 8 年 4 月まで	厚生労働省との国庫補助協議	より詳細な事業計画を策定し、本市と厚生労働省で国庫補助の協議を行います。
令和 8 年 2 月～6 月	国庫補助の内示及び 本市補助の内示	厚生労働省からの国庫補助の内示を受けた後、本市から補助金の内示をします。
本市からの 補助金内示後	工事入札公告・入札・ 工事契約・整備着手	補助金が交付される整備事業ですので、本市の基準に倣い、入札等を行う必要があります。入札方法等の詳細は選定された事業者へ個別にお知らせします。
令和 9 年 3 月まで	整備（事業）完了・ 事業所開設に必要な諸手続き	令和 9 年 4 月 1 日までの開設に向け、整備や手続き等を済ませていただきます。
4 月 1 日まで	事業所の開設（指定）	
完了検査・ 実績報告後	補助金の交付	概算払いでなく、竣工（実績報告）後の完了払いとなります。

※主なものであり、ほか本市から随時応募内容の確認をさせていただく場合等があります
 ※その他事業所開設に必要な手続きについて、本市による指定障害福祉サービス事業所の指定を受けるための新規指定申請含め、個々の手続きの締切りにご留意ください。

令和 8 年度向け重度障害者対応共同生活住居整備事業選定補助金の想定（上限）金額

- 本市の障害福祉施設整備費補助金は、社会福祉施設整備費国庫補助金の施設整備に係る補助基本額を上限として補助を行います。
※今回の募集では用地造成費は対象としていません。
- 創設および移転の場合と、増築の場合で補助基本額が異なります。
- 国庫補助金の制度改変等により、本市の補助金の取扱いが変更となる場合があります。
- 国庫補助に採択されなかった場合は、国庫補助金額を除く本市補助額のみ補助となります。
- 国庫補助の採択・不採択にかかわらず、本市の予算の範囲内での補助となります。
- 国庫補助金を活用するため、国の予算の状況によっては協議を中止する可能性がございます。また、市の予算が不成立等となった場合は交付できないこともございますので、これらについてあらかじめご承知おきください。

【創設、移転】

- ・ 共同生活援助（定員 4～10 人、短期入所を定員 3 名以上で併設整備、エレベーター設置）で計算した場合

補助対象経費	補助金の想定（上限）金額						
<p>【主体工事費】 ・施設の整備と一体的に整備されるものに係る工事費用 ※土地の買収に要する費用、職員の宿舎に要する費用、外構整備費等を除く</p> <p>【工事事務費】 ・工事施工のために直接必要な事務に要する工事事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等） ※主体工事費の 2.6%に相当する額が上限</p>	<p>【補助総額】 ※千円未満切捨 32,100 千円+14,100 千円+2,550 千円=48,750 千円 ↑国庫補助基準額</p> <p>【上記のうち、国庫補助金額】 ※千円未満切捨 補助総額に 2/3 を乗じた額 48,750 千円×2/3=32,500 千円</p> <p><参考></p> <p>【国庫補助基準額】 ※募集開始時点の国庫補助金交付要綱基準額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>共同生活援助 本体分（定員 4～10 人）</td> <td style="text-align: right;">32,100 千円</td> </tr> <tr> <td>短期入所整備加算（定員 3 名以上）</td> <td style="text-align: right;">14,100 千円（※）</td> </tr> <tr> <td>エレベーター等設置整備加算</td> <td style="text-align: right;">2,550 千円</td> </tr> </table> <p>※短期入所の定員が 2 名以下の場合は半額（7,050 千円）となる。</p>	共同生活援助 本体分（定員 4～10 人）	32,100 千円	短期入所整備加算（定員 3 名以上）	14,100 千円（※）	エレベーター等設置整備加算	2,550 千円
共同生活援助 本体分（定員 4～10 人）	32,100 千円						
短期入所整備加算（定員 3 名以上）	14,100 千円（※）						
エレベーター等設置整備加算	2,550 千円						

【増築】

補助対象経費	補助金の想定（上限）金額
<p>【主体工事費】 ・施設の整備と一体的に整備されるものに係る工事費用 ※土地の買収に要する費用、職員の宿舎に要する費用、外構整備費等を除く</p> <p>【工事事務費】 ・工事施工のために直接必要な事務に要する工事事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等） ※主体工事費の 2.6%に相当する額が上限</p>	<p>【補助総額】 33,900 千円</p> <p>【上記のうち、国庫補助金額】 ※千円未満切捨 補助総額に 2/3 を乗じた額 33,900 千円×2/3=22,600 千円</p> <p><参考></p> <p>【国庫補助基準額】 ※募集開始時点の国庫補助金交付要綱基準額 増築整備（既存施設の現在定員の増員） 33,900 千円</p>

【留意事項】

- **【創設、移転】** の場合の想定金額は「併設型短期入所」を併せて整備し、エレベーターを設置する場合の補助額です。短期入所またはエレベーターを整備しない場合は、上記想定額から減額となります。
- 「エレベーター等設置整備加算」は歩行困難な方の入居の予定が明らかである場合に対象とします。
- **【増築】** の場合の補助金額上限は一律で、他の加算はありません。
- 実際の補助金額算出においては、上記表中の補助基準額、補助対象経費の実支出額×3/4、総事業費から収入を減算した額×3/4を比較して、最も低い金額を補助基本額として計算します。したがって、表中の補助金額が保障されるものではありません。
- 今後の国庫補助金交付要綱の基準額の改定等により、補助額は変更となる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 国庫補助金の内示結果等によっては、表中の金額から減額しての補助となる場合がありますが、その場合は選定事業者において補助の減額分を補填して事業を実施していただく必要があります。

提出書類一覧表

○必ず提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
1	提出書類一覧表	この表のこと。提出する書類には「確認」欄に「○」をすること。	
2	総括表【様式0】	自動転記のため入力不要だが、必ず提出すること	
3	応募届【様式1】	押印は法人印鑑登録証明書の印影と一致すること（以下同様）	
4	障害福祉サービス事業所等の運営実績【様式2】	市外の運営実績も含め、障害福祉サービス事業所等の運営実績を記載すること。	
5	関係各所への確認状況報告書【様式3】	関係各所に確認を行い、整備に支障がないことを確認する。	
6	事業計画書【様式4】	整備事業計画を確認するもの。	
7	整備の工程表（任意様式）		
8	見積書類（任意様式）	事業計画書に記載の支出について、積算や内訳が分かるようなもの。	
9	勤務形態一覧表【様式6】	以下について作成し、提出すること。 ①整備を行う住居のみを抜粋した勤務形態一覧表 ②事業所全体の勤務形態一覧表（①で記載した職員も含む） ③（短期入所事業を実施する場合）短期入所事業の勤務形態一覧表	
10	経歴書【様式7】	以下の職員について作成し、提出すること。 ①法人代表者（設立準備委員会の場合は、設立代表者） ②整備を行う住居の管理者 ③整備を行う住居のサービス管理責任者 ④整備を行う住居で従事する職員 ※②～④は応募時点で未定の場合は提出不要	
11	運営計画書【様式8】	最大10ページ（片面印刷）にまとめること。ポイント数は10.5とし、印刷時に拡大縮小は行わないこと。	
12	法人全体に係る収支予算書【様式9】	整備完了初年度からの3か年分を作成すること	
13	償還計画表【様式10】	融資機関ごとに作成し、寄付者別充当内訳（別紙1）を添付すること。なお、既存借り入れがある場合は、全ての借り入れについて、既存施設の償還計画表（別紙2・別紙3）を提出すること	
14	福祉医療機構の融資相談票（写し）	福祉医療機構から融資を受ける予定の場合、提出すること。	
15	融資見込証明書【様式11】	福祉医療機構以外からの借入（協調融資も含む）を予定している場合は提出すること	
16	位置図及び写真	事業予定地の位置、形状、範囲等が確認できる住宅地図等の写し及び写真（航空写真でなく側方からの写真）を提出すること。 また、事業予定地の一部を使用する場合は使用区域が分かるように表示すること（A4サイズとする）	
17	登記簿謄本（原本）	事業予定地に係る全ての地番の登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項）の原本を提出すること	
18	公図（写し）	公図の写しに、事業予定地の位置、形状、範囲等が確認できるようにマーキングで示したものを提出すること。	
19	地積測量図（写し）		
20	用途地域のわかる書類	「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」にて事業予定地の用途地域をカラー印刷すること。	
21	配置図（任意様式）	事業予定地における施設の配置予定図を提出すること。	
22	施設平面図（任意様式）	各室の面積を㎡にて示すこと。また、短期入所事業を行う場合は、短期入所として使用する部分を明確にすること。	

○既設法人のみ提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
23	法人印鑑登録証明書（原本）		
24	法人登記簿謄本（原本）		
25	市税の滞納がないことの証明書（原本）		
26	法人全体の事業計画書類	令和7年度のものを出すること	
27	法人沿革（任意様式）	法人のHPに記載のある場合は、当該ページを印刷したものでよい。	
28	定款又は寄付行為（写し）	応募時点で最新のものを出すること。	
29	法人理事会議事録等（写し）	本事業の公募に応募することを議題とし、法人の意思決定を確認できる議事録を出すること	
30	法人決算書（写し）	明細を含め、直近3事業年度分を出すること	
31	預金残高証明書及び貸出金残高証明書（原本）	令和6年3月31日現在、令和7年3月31日現在、令和7年6月30日現在のものの原本を出すること ※複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること	
32	障害福祉サービス事業者等実地指導監査文書指摘事項報告書（写し）	令和3年度以降の実地指導監査において国・自治体から受けた文書指摘の写し及び改善報告書の写しを出すること。	

○社会福祉法人を設立する場合のみ提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
33	法人設立計画書【様式5-1】		
34	就任承諾書【様式5-2】		
35	委任状【様式5-3】		

○個人から土地等の財産の贈与を受ける場合に提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
36	贈与確約書【様式12】（写し）	土地や財産等の贈与を受ける予定の場合は、写しを出すること（原本は法人等で保管）。また、目録（別記）も添付すること。	
37	係争地でないこと等の誓約書【様式13】	事業予定地が係争地でないこと等の誓約書	
38	個人資産・負債等状況調書【様式17】	個人から贈与を受ける場合は、その個人について作成し提出すること。また、土地・建物一覧表（別紙）も添付すること。なお、令和7年6月30日現在のものを提出すること。	
39	身元証明書（身分証明書）（原本）	贈与者（個人）に係る身元証明書（身分証明書）を出すること。 ※居住地の市町村戸籍部署等で発行しているもの。	
40	印鑑登録証明書（原本）	贈与確約書に押されたものと同一であること	
41	預金残高証明書及び貸出金残高証明書（原本）	令和6年3月31日現在、令和7年3月31日現在、令和7年6月30日現在のものの原本を出すること ※複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること	
42	市町村税課税証明書（原本）	令和5年度～令和7年度の3年度分の原本を出すること。	

○法人から土地等の財産の贈与を受ける場合に提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
43	贈与確約書（写し）	土地や財産等の贈与を受ける予定の場合は、写しを提出すること（原本は法人等で保管）。また、目録（別記）も添付すること。	
44	係争地でないこと等の誓約書	事業予定地が係争地でないこと等の誓約書	
45	法人登記簿謄本（原本）	贈与者（法人）に係るもの。	
46	法人印鑑登録証明書（原本）	贈与者（法人）に係るもの。	
47	法人税申告書（別表一、四）（原本）	直近3か年分について、税務署の受領印のあるものを提出すること	
48	預金残高証明書及び貸出金残高証明書（原本）	令和6年3月31日現在、令和7年3月31日現在、令和7年6月30日現在のものの原本を提出すること ※複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること	
49	法人理事会等における議事録（写し）	当該贈与について、法人として意思決定していることを確認できるもの。	
50	法人定款（写し）		
51	法人決算書（写し）	明細を含め、直近3事業年度分を提出すること。	

○法人所有地である場合に提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
52	土地登記簿謄本（原本）		

○土地を購入する予定である場合に提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
53	土地売買確約書（写し）【様式14】	土地売買確約書の写しを提出すること（原本は法人等で保管）	

○土地を借用する場合に提出する書類			
書類番号	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
54	地上権設定確約書【様式15】（写し）	既に確保済みの場合は写しを提出すること（原本は法人等で保管）	
55	賃借権設定確約書【様式16】（写し）	既に確保済みの場合は写しを提出すること（原本は法人等で保管）	
56	賃貸借契約書（写し）	既に確保済みの場合は写しを提出すること（原本は法人等で保管）	

- ・社会福祉法人等の設立にあたっては、資産および手続等の要件を満たす必要がある場合があります。社会福祉法人等の設立を予定される場合には、設立が可能か等を必要に応じ関係機関へ事前に協議する等、応募にあたってはご留意願います。

(参考)

【社会福祉法人設立に関する問い合わせ先】

仙台市健康福祉局総務課指導係 電話：022-214-8161

令和 8 年度向け重度障害者対応共同生活住居整備事業選定 審査項目・配点

大分類	小分類	審査項目	配点		
1 各種計画との適合	(1)地域移行の想定	本市における障害者の地域移行を促進するため、市内障害者支援施設入所者の受け入れ計画・想定があるか。	5	3	0
	(2)運営実績	次の①②を満たすか。 ①本市内で障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービスを行う事業所を運営、または、同条に規定する障害者支援施設を設置、もしくは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業を運営、あるいは、同法第 7 条に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設を設置または児童発達支援センターを運営しているか。 ②障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービスのうち、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業所の運営、または、同条に規定する障害者支援施設を設置しているか（本市外も含む）。	5	3	0
2 整備用地	(1)安全性	「仙台防災ハザードマップ」における「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」「早期の立退き避難が必要な区域」それぞれの該当の程度	5	3	0
	(2)位置	公共交通機関が利用しやすい等、入居者が地域生活を送ることができるよう配慮された位置であるか。	5	3	0
3 応募者	(1)法令等の遵守	【既設法人の場合のみ】 令和 3 年度以降の指定障害福祉サービス事業者等実地指導監査における文書指摘の状況	5	3	0
	(2)法人設立確実性	【新設法人の場合のみ】 設立計画が明朗であり、確実な法人設立が見込まれるか。			
4 施設運営	(1)生活支援員の配置	整備する共同生活住居における生活支援員の配置予定（事業所全体の配置状況ではない）	10	5	0
	(2)看護職員の配置	整備する共同生活住居における看護職員の配置予定（事業所全体の配置状況ではない）	5	3	0
	(3)日中・夜間支援の状況	整備する共同生活住居における日中・夜間を通じた職員配置予定（事業所全体の配置状況ではない）	5	3	0
	(4)専門職員の配置状況	常勤の世話人・生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師である職員の割合	5	3	0
	(5)重度障害者の受け入れ	重度障害者をより多く受け入れる想定であるか。また、重度障害者の支援計画が適切か。	15	8	0
5 整備計画	(1)設備・機能	重度の障害のある方（重症心身障害者、医療的ケア者、行動障害のある方など）の住まいとして、適切かつ手厚い支援ができる設備や機能を有しているか。	10	5	0
	(2)スケジュールの妥当性	無理無く予定期間に整備完了し、施設運営を開始できる計画か。	5	3	0
6 資金計画	(1)事業の確実性	整備時及び整備後の運営における資金状況について、詳細が明確に示されており、健全な財政状態であるか、また、財政基盤が安定しているか。	5	3	0
7 その他	(1)定員数	定員数が本市の需給状況等を踏まえた設定となっているか（より多くの方が利用できるか）。移転、増築の場合は整備前後で定員数がどの程度増加するか。	5	3	0
	(2)短期入所の併設	短期入所事業所を併設するか。する場合はより多くの利用者が利用できるか。	5	3	0
	(3)その他	他の応募者と比較し、特に優れている点があるか。	5	3	0
合計			100		
最低基準点			60		